

軽減判定基準の改定について

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる総所得金額等の基準額が、昨年度に引き続き改定される見込みです。

1 改定の内容について

【基準額の推移】

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
平成 29 年度	33 万円以下	33 万円+27 万円×加入者と特定同一世帯所属者の数	33 万円+49 万円×加入者と特定同一世帯所属者の数
平成 30 年度	33 万円以下	33 万円+27.5 万円×加入者と特定同一世帯所属者の数	33 万円+50 万円×加入者と特定同一世帯所属者の数
平成 31 年度 (案)	33 万円以下	33 万円+28 万円×加入者と特定同一世帯所属者の数	33 万円+51 万円×加入者と特定同一世帯所属者の数

平成 30 年度の基準では、(3人世帯として)

5割軽減該当 = 1,907,100 円

2割軽減該当 = 2,871,400 円

であったものが、

5割軽減該当 = 1,928,500 円

2割軽減該当 = 2,914,200 円

となり、H30.12 末現在の賦課状況から考えると、

5割軽減該当世帯 = 2,578 世帯 → 2,644 世帯 (66 世帯増)

2割軽減該当世帯 = 2,520 世帯 → 2,722 世帯 (202 世帯増)

とそれぞれ増となる見込みです。

これに伴い、税収は約 700 万円減となる見込みです。

(新たに 2 割軽減に該当することによるもの 約 500 万円、

2 割軽減から 5 割軽減に変わることによるもの 約 200 万円)

2 改定時期

昨年度と同様のスケジュールの場合、平成 31 年 3 月下旬の公布、同月末頃の専決処分、4 月 1 日からの施行が見込まれます。